

岐阜県外国人起業活動促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内の産業振興、ひいては我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ることを目的として、外国人起業活動促進事業に関する告示（以下「告示」という。）の規定に基づく外国人起業活動促進事業（以下「外国人起業活動促進事業」という。）を実施することとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、告示、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。）で使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 本事業は、知事が、起業準備活動に係る事業の計画が告示第5の6（1）又は（2）に定める要件を満たすことについて、確認（以下「起業準備活動確認」という。）を行うことなどにより、通常は上陸後又は在留資格の変更時に求められる在留資格「経営・管理」に係る要件を上陸後又は在留資格の変更意図後1年が経過するまでの間に満たせばよいこととなる、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）四十四に定める在留資格「特定活動」を活用し、本県における外国人による起業活動を促進するものとする。

(起業準備活動の確認の申請)

第4条 起業準備活動確認を受けようとする外国人（以下「申請者」という。）は、様式第1号による起業準備活動確認申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書（告示第5の4に定める起業準備活動計画を記載した書類をいう。）（様式第1号の3）
- (2) 起業活動の工程表（様式第1号の4）
- (3) 申請者の履歴書（様式第1号の5）
- (4) 誓約書（様式第1号の6）
- (5) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の住居を明らかにする書類
- (6) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の滞在費を明らかにする書類
- (7) 申請者が告示第5の6（1）⑤イ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当するとして申請する場合、そのことを立証する資料
- (8) 申請者の旅券の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類

2 起業準備活動計画の更新の確認申請を受けようとする場合は、申請者に様式第1号

の2による起業準備活動更新確認申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書（告示第5の4に定める起業準備活動計画を記載した書類をいう。）（様式第1号の3）
- (2) 起業活動の工程表（様式第1号の4）
- (3) 上陸後又は在留資格の更新後6月間の申請者の住居を明らかにする書類
- (4) 上陸後又は在留資格の更新後6月間の申請者の滞在費を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類

3 申請者は、前項の申請の内容に変更が生じたときは、様式第1号の7による変更届出書に、変更内容を確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（起業準備活動確認）

第5条 知事は、前条の申請があった場合は、告示第5の6に基づき、事業の起業及び経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上、当該申請に係る起業準備活動が告示第5の6（1）又は（2）のいずれかに該当すると認めるときは、起業準備活動確認をするものとする。

- 2 知事は、起業準備活動確認をしたときは、告示第5の6に基づき、申請者に対し、様式第2号の1による起業準備活動確認証明書（第4条第2項の確認の申請の場合は様式第2号の2による起業準備活動確認証明書（更新用））を交付するものとする。
- 3 知事は、起業準備活動確認証明書の不交付を決定したときは、申請者に対し、様式第3号による起業準備活動確認結果通知書により通知するものとする。
- 4 知事は、申請者が岐阜県暴力団排除条例（平成22年岐阜県条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である場合は、申請を受理せず、また、起業準備活動確認証明書の不交付を決定することができる。
- 5 知事は、起業準備活動確認証明書を交付したときは、様式第4号による外国人起業準備活動確認実施通知書により申請者の住居地を管轄する地方出入国在留管理局長（以下、「地方出入国在留管理局長」という。）に通知するものとする。

（起業準備活動確認の取消し）

第6条 知事は、起業準備活動確認証明書を交付した申請者が、虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載がある提出書類等により当該確認を受けたことが判明したとき、暴力団員等であることが判明したとき又は正当な理由なく第8条第1項及び第2項に定める調査等に応じないときは、当該確認を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、様式第5号による起業準備活動確認取消通知書を申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、様式第6号による外国人起業準備活動確認取消通知書により地方出入国在留管理局長に通知するものとする。

（申請者の在留資格「特定活動」取得等の報告）

第7条 申請者は、在留資格「特定活動」を付与された場合、速やかに様式第7号により、既に他の在留資格で本邦に在留している者については在留資格の変更又は更新手

続きが完了してから7日以内、本邦に上陸していない者については本邦上陸後7日以内に知事に在留資格の取得または更新の状況を報告するものとする。

(起業準備活動計画の調査等)

第8条 知事は、特定外国人起業家の上陸後又は在留資格の変更後1年(更新後は6月)の間、少なくとも1月に1回、起業準備活動の進捗状況に関することについて確認を行うものとする。

2 第1項の確認は、県と申請者との面接により行うものとし、必要があると認めるときは、申請者その他の関係者に対し、説明や書類の提出その他の対応を求めることができる。

3 知事は、起業準備活動の継続が困難であると判断した場合、在留期間が満了するまでの間に帰国するよう指導するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外国人起業活動促進事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

岐阜県知事 殿

国 籍 _____

申請者 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

起業準備活動確認申請書

外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号）第5の6の確認を受けたいので、同告示第5の4に基づき、下記のとおり申請します。

記

<添付資料>

	提出書類	チェック欄
1	起業準備活動計画書（様式第1号の3）	
2	起業活動の工程表（様式第1号の4）	
3	申請者の履歴書（様式第1号の5）	
4	誓約書（様式第1号の6）	
5	上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の住居を明らかにする書類（賃貸借契約書の写しなど）	
6	上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の滞在費を明らかにする書類（申請者の預貯金通帳の写しなど）	
7	告示第5の6（1）⑤イ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当するとして申請する場合、そのことを立証する資料（卒業証書の写し、就労証明書、履歴事項証明書など）	
8	申請者の旅券（パスポート）の写し	
9	その他岐阜県知事が必要とする書類 ※起業準備活動の確認に際し参考となる資料がある場合は提出してください。	

岐阜県知事 殿

国 籍 _____

申請者 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

起業準備活動更新確認申請書

外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号）第5の6の確認を受けたいので、同告示第5の5に基づき、下記のとおり申請します。

記

<添付資料>

	提出書類	チェック欄
1	起業準備活動計画書（様式第1号の3）	
2	起業活動の工程表（様式第1号の4）	
3	在留期間の更新後6月間の申請者の住居を明らかにする書類（賃貸借契約書の写しなど）	
4	在留期間の更新後6月間の申請者の滞在費を明らかにする書類（申請者の預貯金通帳の写しなど）	
5	その他岐阜県知事が必要とする書類 ※起業準備活動の確認に際し参考となる資料がある場合は提出してください。	

様式第1号の3（第4条関係）

起業準備活動計画書

年 月 日

申請者氏名 _____

1 申請者の概要

(1) 起業の動機及び将来の展望（岐阜県で起業する動機を含む。）			
(2) 事業における申請者の役職・役割			
(3) 起業の背景となる資格、職歴、特殊技能、保有する知的財産権など			
(4) 本事業に共同で申請する方がいる場合は、その申請者の氏名を記載してください。			
(5) 起業の予定 ※起業時に想定されるものを記載してください			
ア 開業予定日	年 月 日 ※法人登記日、開業届出日など		
イ 業種			
ウ 提供する商品・サービス			
エ 事業所開設場所			
オ 資本金・出資総額 (又は自己資金)	千円		
カ 株主構成 (持分比率)	株主名	住所	持分比率
	合計		
キ 役員 ※申請者以外	氏名：	国籍：	
	住所：	役職：	
ク 従業員数	社員	名、パート・アルバイト	名、計 名

2 事業の概要

(1)実施する事業の概要（商品・サービスの概要）
(2)商品・サービスの販売・提供方法（販売先、販売方法、販売単価等）
(3)商品・サービスの製造元、仕入先、協力者や原価率、原価の内訳
(4)必要となる経営資源（事業資金、事務所、設備、ライセンス、従業員等）
(5)収益を上げることが可能な理由、岐阜県の市場における競合他社との差別化要因 （革新的な技術、商品、サービス、ビジネスモデル等）

3 利益計画

法人設立（開業）予定日 年 月 日（予定）

（単位：千円）

決算期（月末）予定	第1期	第2期	第3期
売上高(a)			
売上原価（材料費、労務費、 経費、外注費など）(b)			
売上総損益(c=a-b)			
販売費及び一般管理費(d)			
営業損益(e=c-d)			
支払利息(f)			
経常損益(g)			
特別損益(h)			
税引前当期損益(i)			
税引後当期損益(j)			

※法人税率は、40%で固定すること。

※繰越欠損金は、適用しないで計算すること。

4 開業時の資金計画

法人設立（開業）予定日 年 月 日（予定）

開業時の手持ち資金（現金預金残高） _____円（予定）

（単位：千円）

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	1	不動産 (内訳)	自己資金	
			金融機関からの借入額 (内訳・返済方法)	
	2	設備 (内訳)	その他 (内訳・返済方法)	
運転資金		開業に必要な商品の 仕入代金・経費の支 払資金など		
合 計			合 計	

様式第1号の4 (第4条関係)

起業活動の工程表

時点	起業活動状況	必要経費 (調達方法)
申請時点		
年 月 (1月目)		
年 月 (2月目)		
年 月 (3月目)		
年 月 (4月目)		
年 月 (5月目)		
年 月 (6月目)		

時点	起業活動状況	必要経費 (調達方法)
年 月 (7月目)		
年 月 (8月目)		
年 月 (9月目)		
年 月 (10月目)		
年 月 (11月目)		
年 月 (12月目)		

※申請日以降、起業のために行う準備の状況を明らかにしてください（所持している資金、資金調達投入する資金、事業所及び設備、従業員、販売先開拓、仕入先/取引先、販売商品・サービス、許認可の資格取得、法人登記など）。

※必要経費には、その調達方法も記載してください（自己資金、銀行借入など）。

※更新の場合は、申請日から更新申請日時点までの欄には起業準備活動の実績を記入してください。

年	月	学歴・職歴（各別にまとめて書く）
年	月	免許・資格

特記事項	扶養家族数（配偶者を除く） 人	
	配偶者 ※ 有・無	配偶者の扶養義務 ※ 有・無

岐阜県知事 殿

国 籍 _____

申請者 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

署 名 (_____)

誓約書

- 1 私は、岐阜県外国人起業活動促進事業実施要綱を遵守するとともに、これに基づく岐阜県職員の指示に従います。
- 2 私は、申請書及び関係書類の内容における技術的及び経営的営業秘密の保護について、あらかじめ法的保護を行うなど、私の責任で対応します。
- 3 私は、岐阜県に対して提出した個人情報を含む申請書及び関係書類（以下「個人情報等」という。）を岐阜県が保管し、返却されないことを了承します。
- 4 私は、岐阜県が起業活動確認の目的にのみ個人情報等を使用することに同意し、かかる目的の範囲内において複製することに同意します。また、かかる目的の範囲内において、個人情報等を知る必要がある名古屋出入国在留管理局長に対して岐阜県が情報を開示することに同意します。
- 5 私は、上陸後または在留資格の変更後から在留資格「経営・管理」取得に至るまでの間、少なくとも1か月に1回、起業準備活動計画の進捗状況確認のための面接に応じるとともに、説明や、通帳の写しなど起業準備活動の実施状況が分かる書類の提出その他の求めに応じます。
- 6 私は、起業準備活動の継続が困難であると岐阜県が判断したときは、在留期間が満了するまでの間に帰国します。

年 月 日

岐阜県知事 殿

国 籍 _____

申請者 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

変更届出書

年 月 日付けで申請した起業準備活動確認の内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

新	
旧	

※ 変更内容を確認できる書類を添付してください。

2 変更年月日

年 月 日

番号

起業準備活動確認証明書

国籍・地域

氏名

上記の者が、 年 月 日付で行った外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号）第5の4に規定する起業準備活動確認の申請について、同告示第5の6（1）に掲げる事項のいずれにも該当することの確認をしたことを証明します。

なお、上記（1）のうち③については、

- イ 2人以上の常勤の職員が従事して営まれる規模であること。
- ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
- ハ イ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。

⑤については、

- イ 大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。
- ロ 本邦の専門学校の特修課程を修了し、専門士又は高度専門士の称号を付与されたこと。
- ハ 起業を目指す事業の分野に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること。
- ニ 外国において当該分野に関連する事業の経営又は管理に1年以上従事していること。
- ホ 6月以内に、次のいずれかに該当する見込みがあること。
 - イ 2人以上の常勤の職員が従事して営まれる規模であること。
 - ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
 - ハ イ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。

に該当することを確認しています。

この確認証明書の有効期限は、次のとおりです。

有効期限： 年 月 日

年 月 日

岐阜県知事 名 印

番号 _____

起業準備活動確認証明書（更新用）

国籍・地域 _____

氏名 _____

上記の者が、 年 月 日付で行った外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号）第5の5に規定する起業準備活動更新確認の申請について、同告示第5の6（2）に掲げる事項のいずれにも該当することの確認をしたことを証明します。

なお、上記（2）のうち③については、次に該当すること確認しています。

- イ 2人以上の常勤の職員が従事して営まれる規模であること。
- ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
- ハ イ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。

この確認証明書の有効期限は、次のとおりです。

有効期限： 年 月 日

年 月 日

岐阜県知事 名 印

番 号
年 月 日

（国籍）
（住所）
（氏名） 様

岐阜県知事 氏名

起業準備活動確認結果通知書（通知）

年 月 日付けで提出された外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号）第5の4〈更新の場合は5〉の起業準備活動確認の申請について、同告示第5の6（1）〈更新の場合は（2）〉に定める要件を全て満たすことを確認できなかったため、岐阜県外国人起業準備活動促進事業実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

担当
電話

名古屋出入国在留管理局長 殿

岐阜県知事

外国人起業準備活動確認実施通知書（通知）

年 月 日付で提出された外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号）第5の4〈更新の場合は5〉の起業準備活動確認の申請について、同告示第5の6（1）〈更新の場合は（2）〉の確認を行い、年 月 日付で起業準備活動確認証明書を交付したので、下記のとおり通知します。

記

申請者	氏名		国籍	
	住所			
	生年月日			
申請日	年 月 日			
確認証明書 交付日	年 月 日			
確認証明書 有効期限	年 月 日			

担当
電話

番 号
年 月 日

（国籍）
（住所）
（氏名） 様

岐阜県知事 氏名

起業準備活動確認取消通知書（通知）

年 月 日付けで交付した起業準備活動確認証明書について、下記の理由により、当該起業準備活動確認を取り消したので、岐阜県外国人起業活動促進事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

取消の理由	
-------	--

担当
電話

名古屋出入国在留管理局長 殿

岐阜県知事

外国人起業準備活動確認取消通知書（通知）

年 月 日付で通知した起業準備活動確認証明書について、下記の理由により、当該起業準備活動確認を取り消したので、岐阜県外国人起業活動促進事業実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

申請者	氏名		国籍	
	住所			
取消日	年 月 日			
取消の理由				

担当
電話

岐阜県知事 殿

国 籍 _____

申請者 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

在留資格「特定活動」の取得（更新）にかかる報告書

年 月 日付けの起業準備活動確認証明書の交付を受け、下記のとおり在留資格「特定活動」を取得（更新）したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 在留資格の取得状況

許 可 日	年 月 日
在 留 期 間 (満了日)	月 (年 月 日)

2 関係書類

在留カードの写し（表面・裏面）